華南園施設拠点 事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、華南園における令和2年度の事業計画を定め、当該計画に基づき適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場に立った「その人らしさを大切に~みんなの笑顔のために~」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、華南園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 令和2年度の運営方針

《施設サービス》

○ 利用者の重度化・高齢化が進む中、施設が利用者の終の棲家としての役割を果たしていけるよう、高齢・障害のいずれにも対応できる専門性の高い人財を育成し、日々の暮らしの質の向上を図ります。

《在宅サービス》

〇 短期入所

「いつでもどなたでも」利用していただけるよう、障害のある方が、緊急の利用が必要となった場合や喀痰吸引などが必要なケースを可能なかぎり受け入れるよう努めます。

○ 通所支援(生活介護) 余暇活動の充実を図り、利用者により良いサービスを提供します。 また、積極的なPR等を通じて、新しい利用者が増えるよう努めます。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

◆ 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

(1) 令和2年度の取組目標

取組事項	目標		備	考
以 <u>们</u> 争点	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	I/Ħ	5
余暇活動等の充実	余暇活動等が見直され、充実	前年度見直し検討した内		
		容の実施		
ターミナルケアの知	ターミナルケアの実践	特養への実習派遣		
識・技術 の 習得	グーミナルナアの夫成	関係研修への参加の継続		
認定特定行為業務従事者認定	認定特定行為業務従事者累	4 L . E L (4 L+\(\text{H}\)		
者数の増	計3人→8人	4人→5人(1人増)		

業務手順書の改訂及び実施 改訂後手順書の周知と実践	手順書の改訂	
---------------------------	--------	--

(2) 目標達成のための具体的な取組

- 利用者の状況に合わせて、その生活が活性化するよう、前年度洗い出し課題をサービス改善検討委員会等における解決策の検討、実施を通して、余暇活動やリハビリの充実を図ります。
- ターミナルケア*の実践に向け、職員2名を灘海園等の特養に実習のため派遣します。また、園外及び園内研修の受講により、職員の知識・技術の習得を図ります。
- 介護の質の向上や安全面の技術向上に向け、資格取得助成を活用した介護福祉士資格の取得や、喀痰吸引等の研修受講による認定特定行為業務従事者認定者の増員を図ります。
- 福祉 QC 活動 *を取り入れた業務改善や業務手順書の再見直しを行うことにより、業務の スリム化や一定水準以上の支援の質の担保に向けて取り組みます。

3 中期資金計画への対応(令和2年度の取組)

(1) 収益の確保

○ 稼働率の向上のため、疾病等の早期発見・早期治療に努め、入院者数の減又は入院期間の 短縮に努めます。

また、相談支援事業所等との連携により、新たな利用者の受入れに努めます。

○ 収益確保のため、加算(重度障害者支援の個別加算)の取得に向けて、強度行動障害支援 者養成研修の受講修了者を増やしていきます。

また、短期入所における送迎加算取得のために送迎の実施を検討します。

(2) 支出の削減

- 業務のスリム化を検討・実施し、時間外が前年より増えないように努めます。
- エコアクションプランの目標達成に向けて、光熱水費等の削減に努めます。
- 利用者のケア用品の使用量を検証し、ケアの見直しによる使用量の削減を図ります。

◎ 利用者に対する基本姿勢等

1 利用者に対する基本姿勢

利用者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目 取り組むに当たっての目標		取り組むに当たっての目標	
利用者の自己決定と選択の尊重		尊重	
重	アセスメント内容・方	・利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視し	
	法の見直し	たアセスメントの実施	
		・当該アセスメントを踏まえた、利用者等のニーズに即したケアプ	
		ラン等の作成と当該計画に基づくサービスの提供	
		・利用者の個別性(心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等)に	
		対する十分な理解	
重	利用者の意思決定支	・常に利用者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重すること	
	援の強化	を基本とするサービスの提供	
		・国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備	
		・利用者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生	

		活の自立に向けた支援
	基本的人権への配慮	・基本的人権を尊重したサービスの提供
		・入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底
		・「地域福祉権利擁護事業(※)」や成年後見制度の啓発と必要に応
		じた相談や調整等
		※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管
		理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。
重	身体拘束の適正化	・「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進
		・生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小
		限の拘束
重	虐待防止の推進	• 虐待防止に必要な体制整備を構築
		・職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と
		遵守徹底
		・事業団職員が作成する虐待防止 DVD の活用
利月	用者等が意見を述べやす	い体制の確保
	利用者・家族からの意	・利用者(自治会)との話し合おう会、家族会等、日常のサービス
	見・要望への対応	提供を通じた、利用者や家族からの意見・要望の積極的な聴取
		・意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなど
		の迅速な対応
		• 対応結果の利用者や家族へのフィードバック
		・家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇
	苦情解決の取組	・利用者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確
		な対応
		・ 苦情受付から解決・ 改善までの経過や結果の記録
		・記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の
		推進



〇 アセスメント内容・方法の見直し

- ・現行のアセスメント、モニタリング方法についての検証、改善の継続
- 「生きがい、心地よさ、暮らし方」の考え方に係る(Cultural activities of daily living)研修の受講 1名

〇 利用者の意思決定支援

- ・意思決定支援マニュアルの周知徹底
- ・ 意思決定支援会議の開催(カンファレンスに併せて実施 必要時)
- ・ 意思決定支援の支援計画等への反映の検討 6名を対象

○ 人権擁護·虐待防止·身体拘束適正化·苦情解決

・人権擁護・虐待防止等委員会を年4回開催 (6月・9月・12月・3月)

- ⇒ マニュアルの見直し、周知徹底、苦情の改善状況の検討等の継続
- ・人権擁護・虐待防止施設内研修の開催(6月・1月)各研修への派遣 各1名
- ・ 職員セルフチエックの実施(3ヶ月毎)
- 利用者(自治会)との話し合おう会の開催(毎月:最終火曜日)

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

	取組項目	取り組むに当たっての目標
サー	-ビスの質の向上	
重	医療的ケア体制の充	・医療的ケアが必要な利用者に対する支援の強化
	実	• 認定特定行為業務従事者の育成等
重	強度行動障害支援体	・強度行動障害**を有する利用者に対する支援の強化
	制の充実	• 強度行動障害支援者養成研修の受講促進
	健康管理	・利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底
		• 日常的な疾病予防対策への取組
		・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期
		治療
	食事サービス	・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供
		・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
	機能訓練	・心身の状況に応じた機能訓練計画の策定と適切な機能訓練の
		実施
	看取り介護(ターミ	・「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重
	ナルケア)	・利用者や家族の意向に沿ったきめ細かい心のこもったケア
		・協力病院や嘱託医との連携の下、各職種が連携・協力したケ
		アの提供
	生活環境の向上	・必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確
		保
利用		
	「利用者満足度調査」	・利用者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表
	の実施	・全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善
		・調査票や実施方法等の必要に応じた見直し
サー	-ビスの評価	
	自己評価の実施	・全施設で、定期的に自己評価を実施
		・必要に応じた評価項目等の見直し
サー	-ビスの適切な実施のた	めの取組
	各種業務マニュアル	・策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用者の状況
	の充実	の変化等に応じて改正
		・必要に応じて、新たなマニュアルの策定
	サービス関連情報の	・各種計画(個別支援計画等)やサービスの実施記録等の作成
	共有化	に「支援ソフト(絆)」を活用
		・絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービス



〇 医療的ケア体制の充実

• 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修への派遣 1名

〇 強度行動障害支援体制の充実

・ 強度行動障害支援者養成研修への派遣 2名

〇 健康管理

- ・衛生管理委員会の開催 毎月1回実施
- ・メンタルヘルス研修 年1回
- ・メンタルヘルス関係の研修への派遣 2名

〇 食事サービス

- ・食事サービス向上委員会の開催 年3回 (6月、9月、2月)
- ⇒ 栄養ケアの見直し、嗜好調査、利用者の食事形態の把握、見直し等の検討

〇 看取り

- ・ターミナルケアの実践に向けた職員の知識・技術の習得
 - ⇒ 特養や関係研修への派遣 2名
- ・ニーズ調査(入所者家族)

〇 自己評価

- •自己評価 10月実施
- ・サービス改善検討委員会の開催
 - ⇒昨年度のBをAにするための検討会開催 年2回(4月・9月)

〇 生活環境の向上

- ・利用者満足度調査結果の改善項目の検証、検討会の開催 ⇒サービス改善検討委員会で検討(自己評価と併せて検討)
- 設備の修繕

〇 マニュアルの充実

業務マニュアルの可視化に向けた見直しの年内実施

3 利用者の安全確保とリスク対策

利用者の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目 取り組むに当たっての目標		取り組むに当たっての目標
	利用者(児)の安全確保	
リスクマネジメントの・常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュア		

	推進	基づく適切な対応
	介護事故等の防止	・ヒヤリハット事例について、SHELLモデル(※)を活用
		した要因分析 ・要因分析を踏まえたリスク軽減の措置
		※ SHELLとは何の略? S:Software(ソフトウェア) H:Hardware(ハードウェア)、 E:Environment(環境) L:Liveware(当事者以外の人) L:Liveware(当事者)
	 感染症等の予防及	・発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施
	び発生時の対応	・
		* 滋染症の先生時にあける関係打政機関の指導や嘱託医の指が 等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施
		・感染症対応マニュアルや事業継続計画(BCP)の見直し
	 食品の安全確保、衛生	・食品の安全に関する情報を平素から収集
	管理の徹底	・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時
	日年の服め	の産地や賞味期限等のチェックの徹底
		・食材、厨房、居室等や調理従事者(当該業者と連携)の衛生
		管理の徹底
		• 食中毒や感染症の予防対策の徹底
	施設・設備の点検及び	・施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検
	修繕等	・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検
		の徹底
		・ 点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速や
		かな修繕等
危	機管理	
	災害(火災、自然災害)	・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実
	等に係る対策の充実	施
		・消防計画及び防災マニュアルの見直し(随時)
		• 事業継続計画(BCP)に基づく備蓄等の平常時の措置と計
		画の見直し
		• 各地域における相互応援協定の締結
		・災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応
	不審者対応の徹底	•「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施
		・当該マニュアルの見直し
		・防犯力メラや侵入検知センサーの設置の検討
		・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と
		連携した的確な対応

〇 介護事故等の防止

・リスクマネジメント委員会の開催 年3回(5月・9月・1月及び必要時) ⇒ヒヤリハット、事故事例の検証、対応策の検証と改善

○ 感染症等の予防及び発生時の対応

- ・保健・感染症委員会の開催 年3回(6月・10月・2月及び必要時) ⇒感染症対応マニュアルの周知徹底、予防の啓蒙、発生時の対策等の検討
- ・感染管理認定看護師による研修 11月(県医療センター)

〇 災害(火災、自然災害)等に係る対策の充実

•訓練 5月 火災想定避難訓練

9月 総合防災訓練 (地域住民参加:消防署署員の講師による 座学及び立会いの避難訓練)

10月 津波想定避難訓練(利用者全員参加)

12月 大型台風想定の事前避難訓練(華の浦2階への避難誘導)

- ・ 備蓄品の確認と確保 10月に実施
- ・防災三者協議の開催(総合支援学校・華の浦・華南)年1回
- ・事業継続計画の見直し(年度内)

〇 不審者対応の徹底

- ・防犯カメラの設置・運用の周知徹底
- ・警察署の講師による「さす又」の使用方法と防犯知識に関する研修の開催

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

◎配食サービス

- 近隣の高齢者や障害者を対象とした配食サービスの実施。
 - ⇒ 月1回(毎月第1木曜日) 利用者負担400円

◎在宅の生活介護利用者の入浴料無料

- 在宅の生活介護利用者の入浴時の光熱水費料(80円)を免除。
 - ⇒ 利用者の費用負担や家族の身体的負担の軽減

◎家庭介護講習会

- 中関地区の民生委員 児童委員などを対象とした講習会の開催
 - ⇒ 施設が有する障害福祉に関する知識や介護技術等のノウハウの還元
- 講習会受講者の拡充

◎保護観察中の人たちの社会貢献活動への協力

• 保護観察中の方の受入れと車イスの清掃など社会貢献を行う場の提供

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能	• 障害者の緊急 • 困難ケースをショートステイ等で受入れる等
の発揮	のセーフティネット機能の発揮
災害時要配慮者に対す	・非常災害時における災害時要配慮者の避難所(福祉避難所)
る支援	としての市町の指定
	• 利用者の処遇を考慮した、災害時要配慮者の可能な限りの受
	入れ



〇 セーフティネット機能の発揮

• 市町との連携によるショート居室を活用した緊急・困難なケースの受入れ

〇 災害時要配慮者に対する支援

• 福祉避難所としての受入体制や備蓄品の整備等の検討

(3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	• 行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築
ニーズの変化に対応し た在宅サービスの充実	・地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在 宅サービスの一層の充実



目標達成のための具体的な取組(主なもの)

〇関係機関・団体等とのネットワークづくり

- 山口県身体障害者施設協議会、防府市社会福祉施設連絡協議会等関係団体からの情報 取集と連携
- 関係団体等の開催する研修やセミナーへの職員の派遣

〇二ーズの変化に対応した在宅サービスの充実

- ・ 短期入所の送迎に係る検討の継続
- ・通所(生活介護)の日中活動内容の検討・充実

2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

	取組項目	取り組むに当たっての目標
地t	或との相互交流機会の拡	大
	地域住民の施設拠点	・地域の人々の施設拠点の行事等への積極的な受入れ
	の行事等への受入れ	・地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に
	と地域の行事•イベン	参画
	トへの参加	・利用者や施設職員による地域でのボランティア活動への積極
		的な参加
重	ボランティアの計画	・多様な媒体(広報誌やSNS等)を活用した新規ボランティア
	的な受入れ	の募集
		・社会福祉協議会が開催するボランティア研修会への会場提供

	などの連携 ・市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティア
	バンク」等との連携
施設・設備等の開放	・地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、 備品等の貸出(本来のサービスの提供に支障のない範囲)・地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への 専門職員の派遣・地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への積極的な 受入れ



○ 施設行事への受入れと地域の行事・イベントへの参加

- ・11月に行う秋華祭への地域の人々等の参画と交流
 - ⇒ 地域住民の参加者の目標 15人
- 障害者風船バレーボール大会、ナイスハート等への参加
- 「防府市障害者ふれあい芸術展」の作品出展
- ・中関ふれあい祭への参加(利用者の作品展示、車いす体験)
- ・地域で開催される季節行事への参加(どんど焼き等)

○ ボランティアの計画的な積極的な受入れ

- ホームページでのボランティア募集
- 実習生に対し園のボランティアの呼びかけ
- 家庭介護講習会を受講した地域住民に向けた、ボランティアの呼びかけ

○ 施設・設備等の開放

- オープンサポートファシリティ***の開催 対象:高等学校、介護福祉士養成学校等の学生、地域住民 年2回 (夏休み等の時期)参加人数 1回 5人 (参加者へのボランティアの呼びかけ)
- ・中高生のボランティア体験の受け入れ(ワークキャンプ)
- 中関ふれあい祭における福祉相談の実施(相談対応職員の派遣)
- *福祉QC活動とは、品質管理や業務改善のための手法で、問題を共有した管理者と職員が、解決すべき課題を明確にして、活動期間を決めて、具体的な問題解決を行う活動のことです。
- **強度行動障害とは、自分の体を叩いたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動がたびたび起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。
- ***オープンサポートファシリティ:「open facility」とは施設、設備、建物といった固定的な物的資産などを、一定 条件のもとで開放するという意味ですが、華南園内のケアの状況などもみてもらうという意味でサポートを付け加えた 造語です。